

令和6年3月26日

市内居宅介護支援事業所 御中

各務原市健康福祉部介護保険課長

居宅介護支援事業者における介護予防支援の新規指定申請について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、介護保険法の改正に伴い、令和6年4月より、居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定を受け、介護予防支援事業を実施することが可能になります。なお、介護予防支援事業者の指定を受けない場合につきましても、これまでどおり、居宅介護支援事業者が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援事業をすること（再委託）は可能です。

つきましては、居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定を受けるための指定申請の手続き等を下記のとおりとさせていただきますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- (1) 指定申請書
- (2) 付表（指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項）
- (3) 添付書類一覧（別添）指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項・チェックリスト
- (4) 登記事項証明書又は条例等 ※1
- (5) 従業員の勤務体制および勤務形態一覧表（標準様式1）
- (6) 平面図（標準様式3） ※2
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（標準様式5）
- (9) 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容（任意様式）
- (10) 誓約書（標準様式6）
- (11) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号（標準様式7）

※1：「目的」に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載が必要です。指定申請までに登記が間に合わない場合は、その旨を事前にご相談の上、後日追加提出をお願いします。

※2：居宅介護支援事業者として既に提出しており、記載事項に変更がない場合は省略可能です。

2. 提出期限

令和6年4月1日（月） ※令和6年4月1日付の指定を受ける場合

- ・大変申し訳ございませんが、提出期限が短くなっておりますので、柔軟に対応いたします。期限が遅れての提出となる可能性のある場合は、必ず事前にご相談いただきますようお願いいたします。
- ・それ以降の指定を受ける場合は、指定日の約2カ月前を提出期限とします。

3. 提出方法・提出先

窓口、郵送またはメールでご提出ください。

- ・窓口：各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係（本庁舎2階）
- ・郵送：〒504-8555 各務原市那加桜町1-69
- ・メール：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

4. 留意事項

- ・管理者が主任介護支援専門員である必要があります。経過措置の適用を受け、主任介護支援専門員ではない介護支援専門員を管理者として配置している居宅介護支援事業者は、介護予防支援事業者の指定を受けることはできません。

5. 参考

市ウェブサイトに様式を掲載しておりますので、ご参考ください。

- 指定介護予防支援事業所の新規指定（居宅介護支援事業者向け）



<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009105/1021506.html>

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係			
係長	熊澤	担当	森
メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp		
電話	058-383-2067（直通）		
FAX	058-383-6365（代表）		